

長門市指定棚田地域振興活動計画

【東後畑の棚田】

令和7年5月策定

長門市指定棚田地域振興協議会

目 次

1	指定棚田地域振興活動計画策定の背景と基本方針	2
2	指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項	2
3	指定棚田地域振興活動の目標	2
4	計画期間	6
5	各年度において行う指定棚田地域活動計画の内容及び実施主体に関する事項	6
6	指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名	7
7	その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項	7
別紙	指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名	8
別添 1	棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の範囲	9
別添 2	指定棚田地域振興活動計画の工程表	11
別添 3	都道府県知事との協議の概要	13
別添 5	申請に係る指定棚田地域振興協議会の規約又は組織及び運営に関する規程	14

1 指定棚田地域振興活動計画策定の背景と基本方針

棚田は、先人たちが多大な労力と長い年月をかけて築き上げてきた、農業的・環境的・文化的な価値を持つ、かけがえのない財産であるが、少子高齢化や担い手不足などにより、全国的に荒廃の危機に直面している。

本市においても人口減少の急速な進展等により、重要な地域資源である棚田の荒廃が進み美しい景観が損なわれつつある。

こうした中、国は、棚田を保全し、棚田地域の持続的発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的に、「棚田地域振興法」を制定（令和元年6月）したところである。

また、本市においては、令和元年10月に第25回全国棚田（千枚田）サミット（以下、「サミット」という。）が開催され、棚田保全活動の意義等について熱い議論が交わされた。

棚田地域振興法の制定及びサミット開催を契機として、市内の棚田地域の振興を図るため、地域課題を共有し、課題解決に向け棚田を守る農業者・地域住民及び関係団体等が協働する必要がある。

前回計画（令和3年2月策定）からの実施状況については、地元農業者の尽力だけでなく、ボランティアをコンスタントに募ることができ、目標を大きく上回る結果を出している。しかしながら、景観の観点に立つと、未だ耕作放棄地が散見され、計画途中であると言わざるを得ない状況である。

そのようなことから、引き続き積極的に本市棚田地域の振興を図ることを目的に、棚田地域振興法に基づき、長門市指定棚田地域振興活動計画を策定する。

2 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

- (1) 名 称：東後畑の棚田
- (2) 面 積：8.0ha
- (3) 平均勾配：1／14.9
- (4) 範 囲：別添1のとおり

3 指定棚田地域振興活動の目標

- (1) 棚田等の保全

ア) 耕作放棄地の抑制

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田の増加が懸念されることから、棚田の保全を図るため、農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策を活用し、耕作放棄の発生防止に取組み美しい棚田の景観を維持する。

項目	活動当初	現状	目標
中山間地域等直接支払制度の協定農用地	5.0ha	7.5ha	7.5ha

イ) 耕作放棄解消地の有効活用

地域内での話し合いによる持続的な土地利用方法の検討を基に耕作放棄地の再生に取り組む。

再生した農地においては、景観作物やハーブの栽培等により持続的・発展的な管理が行えるよう努める。

項目	活動当初	現状	目標
耕作放棄地解消面積	1.3ha	2.2ha	3.0ha
景観作物・ハーブ植栽面積	0.6ha	1.9ha	2.5ha

ウ) 担い手の確保

本市棚田地域の振興に際し、活動の中心となる人材が必要であることから、地域をマネジメントできる地域リーダー候補を確保すると共に、「地域おこし協力隊」等の制度を積極的に活用し、体力や思いを持った若者を棚田保全の新たな担い手として確保すると共に、積極的に地域の魅力発信に取り組む。

併せて、移住・定住者の暮らしを支援し、安心して生活できるような環境を整備することにより、新たな担い手の確保を推進する。

更に、棚田に関わりたいと望む方々を棚田サポーター（仮称）として登録し、営農、イベント企画・運営、魅力発信等の活動協力者となることで永続的な棚田保全が可能となるような体制整備に努める。

項目	活動当初	現状	目標
中山間地域等直接支払制度の協定参加者数	1 人 1 法人	2 人 1 法人	2 人 1 法人
棚田保全団体の会員数（賛助会員含む）	40 人	73 人	80 人
地域リーダー候補人材の確保数	—	2 人	3 人
実働（生産・販売・企画等）人材の確保数	—	9 人	15 人
サポート人材の確保数	—	18 人	50 人
空き家の提供（改修）	—	1 施設	2 施設

エ) 作業負担の軽減（省力化）

当該棚田地域は、超急傾斜・小区画・石積みの棚田という地理的特性のため生産効率が極めて悪く、日常管理にも過度な負担が生じている。

平場においては、ICT・IOT等の先端技術の導入により生産性向上を図ることが可能であるものの、当該棚田地域においてはそれが困難であることから、地域事情を踏まえた地域独自の作業省力化に取り組む。

項目	活動当初	現状	目標
省力化に必要である農機の導入	—	4 台	5 台
オペレーターの確保 ※上記ウ)の実働人材を兼ねる	—	1 人	2 人

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア) 農産物の供給の促進

適度な寒暖差、粘土質の土壌及び潮風等の影響により、「ねばり」「あまみ」「うまみ」が特徴の棚田米は消費者から高い評価を得ていることから棚田米の情報発信に努めると共に販売力強化に取り組む。

併せて、当該棚田地域の周辺に加工場を整備し、棚田米等の農産物を原料とした加工品の開発・販売を促進し、棚田米の高付加価値化に取り組む。

更に、健康志向の高まりや食品の安全性に関する意識の高まり等の消費者ニーズを捉え無農薬（減農薬）棚田米の作付を維持する。

項目	活動当初	現状	目標
棚田米の販売量（直売）	600kg ／年	3,600kg ／年	4,000kg ／年
棚田米を原料とした米粉の販売量	110kg ／年	152kg ／年	250kg ／年
棚田米を原料とした米粉等の加工品	—	1 種類	2 種類
無農薬（減農薬）棚田米の作付面積	30a	32a	32a
新たな商品開発のための加工場の整備	—	1 か所	1 か所
開発した商品の販売場所の確保	—	7 か所	8 か所

イ) 自然環境の保全

棚田地域は、多様な生物が生息し魅力的なものであることから、棚田地域におけるビオトープ観察会等自然体験（教育）イベントやエコツアーの推進等により、環境保全意識の高揚に繋げ、自然環境の保全に取り組む。

また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えており、営農意欲の減退にも繋がる懸念があることから、侵入防止柵や檻の設置、有害鳥獣捕獲従事者の確保及びジビエの利活用を含め鳥獣害対策に取り組む。

更に、鳥獣被害対策において、省力化・効率化を図るため ICT 等新技術の活用を図る。

項目	活動当初	現状	目標
環境学習（生き物観察会等）実施回数	—	10 回／年	15 回／年
環境学習（生き物観察会等）参加者数	—	299 人 ／年	400 人 ／年
有害鳥獣被害額（油谷地域）	9,623 千円	7,947 千円	6,563 千円
有害鳥獣被害面積（油谷地域）	7.68ha	3.99ha	2.08ha

ウ) 良好な景観の形成

当該棚田地域は日本海と棚田のコントラストにより美しい景観を形成しており、人々の癒しの場となっている。

そのような景観を後世に残すと共に更なる癒し・安らぎの場とするため、景観作物等の植栽により景観形成に取り組む。

項目	活動当初	現状	目標
景観作物・ハーブ植栽面積 ※再掲	0.6ha	1.9ha	2.5ha

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

ア) 交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

児童・生徒及び都市住民向けの田植えや稲刈りなどの農業体験をメニューに組み入れた体験型プログラムを企画・実施し、交流を促進することで棚田地域の認知度向上に取り組む。

また、近年では民間企業による CSR 活動（社会貢献活動）が積極的に展開されていることから、民間企業とタイアップした交流イベント等を開催し、棚田地域と民間企業の連携を深める。

項目	活動当初	現状	目標
農業体験プログラムの実施回数	1 回／年	3 回／年	10 回／年
農業体験プログラムの参加者数	70 人／年	20 人／年	60 人／年
棚田と関わりをもつ民間事業者数	—	17 事業者	30 事業者
民間事業者との連携イベント開催回数	—	各 2 回 ／年	各 3 回 ／年

イ) 棚田を観光資源とした地域振興

棚田は観光資源としても、大きな魅力を有しているが、十分に活用できていない現状があることから、地域の観光資源としての認知度向上や魅力発信に取り組む。

また、棚田地域周辺において、案内看板の設置、廃校・廃園・空き家等の空き施設の利活用、体験プログラムの開発等により誘客を促進しつつ、

他の観光地と連携し周遊性を高めるための環境整備に努める。

項目	活動当初	現状	目標
地域の魅力発信イベントの実施回数	—	3 回／年	4 回／年
地域の魅力発信イベントの参加者数	—	700 人 ／年	1,500 人 ／年
案内（誘導）看板の設置	—	新設 7 基	新設 3 基

※ 活動当初：令和元年度実績値

現状値：令和 6 年度実績値

目標値：令和 11 年度末見込値

4 計画期間

計画認定時点 から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日 まで

5 各年度において行う指定棚田地域活動計画の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施する。

① 棚田等の保全

・耕作放棄地の抑制

地域一体での保全活動を通じて、棚田の荒廃の抑制を図る。

中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全と併せて集落機能の維持に努める。

・耕作放棄地の有効活用

地域内での話し合いによる持続的な土地利用方法の検討を基に耕作放棄地の再生に取り組む。

・担い手の確保

「地域おこし協力隊」等の既存制度を活用し、新たな担い手を確保する。

・作業負担の軽減（省力化）

地域特性に応じた地域独自の省力化の取組を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

棚田米の周知及び販路開拓等により販売促進に取り組む。

棚田米を使用した米粉商品等の加工品開発・販売により高付加価値化に取り組む。

・自然環境の保全

ビオトープ観察会等自然とふれあうイベントの開催により、環境保全意識を高めると共に棚田の多面的機能の認知度向上に努める。

鳥獣被害対策に鋭意取り組み、保全意識の継続（向上）を図る。

- ・良好な景観の形成

癒し・安らぎの場とするため、景観作物等の植栽により景観形成に取り組む。

- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

児童・生徒や都市住民等を対象にした農業体験型プログラムを実施し、豊かな自然環境を活用して農業への関心を喚起する。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

様々な情報コンテンツを活用し積極的な地域プロモーションの展開により誘客を図る。

- (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記6の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

6 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

長門市指定棚田地域振興協議会は、別紙のとおり長門市、農業者、農業者団体、地域住民、NPO法人、行政職員で構成する。

7 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

特になし